福岡広域都市計画地区計画の決定(糸島市決定)

都市計画志登布田地区地区計画を次のとおり決定する。

名 称			志登布田地区地区計画
	位	置	糸島市志登地内
	面	積	約1.1 ha
地区計画の目標			本地区は、前原地区の東部に位置し、市街化区域に隣接する市街化調整区域であり、波
			多江駅から 500m 圏内の区域である。
			住宅開発と併せて、菜園を配置することにより、農業に親しむことのできる空間を形成
			し、市街地と農地との緩衝帯として機能する街づくりを進めることを目標とする。
			市街化調整区域における土地利用として、周辺の農業環境に調和した低層住宅地の形成
			を図る。
	土地利用の方針		あわせて、都市と農地との緩衝帯としての機能を有する計画的なまちづくりとして、地
			区住民が農業に親しむことができる環境(菜園)を整えることにより、緑のある良好な景
			観の形成を図り、また、地区内外住民のコミュニケーションの場として寄与することによ
区			って市民の農業に対する理解と関心の増進を図る。
区域の整備・開発及び保全の方針			地区内の道路、公園、その他の公共空地の整備方針は、次のとおりとする。
保全の方針			【道路】
・方			区域内に 6mの道路を配置し、屈曲部及び交差部については、隅切りを設けて安全性を
発動	拙	!区施設の整備方針	確保する。
ぴ	26位加出以び正開기並		【公園】
			周辺環境と調和した公園整備を行う。
			【その他の公共空地】
			周辺環境と調和した公共空地(菜園)整備を行う。
	建築物等の 整備の方針		地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ、周辺環境と
			の調和が図られるよう、必要な制限等を定める。
	地区施設の配及び規模	道路の配置及び規模	区画道路1号 幅員6.0m L = 約 230m
			区画道路 2 号 幅員 6.0m L = 約 112m
地		公園	約 0.03ha
	設の配置	7 O // O / H 🗁 //	/b o ool (井田)
区		その他の公共空地	約 0.06ha (菜園)
	建築物等に関する事項	建築物等の	当地区に建築できる建築物は、次に示すものとする。
整		用途の制限	(1)建築基準法別表第2(い)項第1号に掲げる建築物
			(2)前号に掲げる建築物に附属するもの
備		建築物の	10 分の 8
		容積率の最高限度	
計		建築物の	10 分の 5
		建ペい率の最高限度	
画	項	事頃 高さの最高限度	10m
	-		建築物の高さについては、建築基準法施行令の規定による。
		 敷地面積の最低限度	200 m²

地	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(以下「壁面」という。)から道路境界線または 隣地等の境界線までの距離の最低限度は、1.5mとする。ただし、外壁の後退距離に対す
<u></u>			る制限の緩和については、建築基準法施行令に規定する措置に準ずる。
X		建築物等の形態、又	建物及び屋根の色は、原色を使わず、周辺と調和したものとする。
整		は意匠の制限	
正			道路に面する垣及び柵の構造は、生垣、竹垣、木柵、開放性のあるフェンス又はこれら
備計			に類するものとし、塀等は設置してはならない。ただし、次のいずれかに該当するものに
			ついては適用しない。
		垣又は柵の	(1)門柱として設置するもの
		構造の制限	(2)フェンス等の基礎として設置される高さ 0.5m以下の工作物
画			なお、柵又はフェンスを設置する場合は、道路境界線から 0.5m以上後退して設置し、
			後退部分は植栽とする。

区域は計画図表示のとおり

理由 別紙理由書のとおり